

つくし野中学校 PTA 会則

第 1 章 名称および事務所

第 1 条（名称および事務所）

本会はつくし野中学校 PTA（1982 年 5 月 8 日設立）と称し、事務所を町田市立つくし野中学校（東京都町田市南つくし野 2-14-2）内に置く。

第 2 章 目的および方針

第 2 条（目的）

本会は保護者と教職員が相互に協力し、家庭・学校・地域の連携を深め、生徒の健全な成長とより良い教育環境の充実を図ることを目的とする。

第 3 条（方針）

1. 本会は教育条件の充実と向上を目指す民主的団体として運営される。
2. 本会は特定の政党や宗教に偏る活動や営利目的の行為を行わず、学校の人事や管理に干渉しない。
3. 本会は同じ目的を持つ他の団体や機関と協力する。

第 3 章 構成および参加の任意性

第 4 条（構成および参加の任意性）

1. 本会は本校に在籍する生徒の保護者および本校に勤務する教職員をもって構成する。
2. 本会への関わり方および活動への参加は、各家庭の意思に基づくものとし、任意とする。
3. 本会は毎年度、活動への協力に関する意思確認を行うものとする。
4. 前項の意思確認において「協力する」と回答した者を、当該年度の活動に協力する者（以下「協力者」という）とする。
5. 協力者は本会の活動に参加することができるとともに、総会における議決権を有する。
6. 活動への協力の有無によって、生徒が学校生活において不利益を被ることはない。
7. 本会の構成員はすべて平等の立場にあるものとする。

第 4 章 運営チームおよび会計監査

第 5 条（運営チームおよび構成）

1. 本会の円滑な運営のため、運営チームを置く。
2. 運営チームは本校に在籍する生徒の保護者および教職員の中から選出された者により構成する。
3. 運営チームは、次の役割を担う者をもって構成する。

- (1) 代表 1 名（対外対応および全体統括）
 - (2) 副代表 2 名以上（活動の調整および協力者の運営）
 - (3) 書記 1 名以上（連絡および発行物の作成）
 - (4) 会計 2 名（会計事務の管理）
4. 会計の監査を行うため、会計監査を 2 名置く。会計監査は運営チームの役割を兼ねることができない。
 5. 運営上必要がある場合は、運営チームの判断により、前項に定める役割および人数を調整することができる。

第 6 条（協力金）

1. 本会は PTA 活動の円滑な実施および生徒の健全育成に資する事業のため、協力金を募集することができる。
2. 協力金は本校に在籍する生徒の保護者および教職員から、任意で受け付けるものとする。
3. 協力金の額および納入方法については運営細則において別に定める。

第 7 条（任務）

1. 代表は本会を代表し、運営全体を統括する。
2. 副代表は代表を補佐し、活動の調整および運営を担う。代表に事故があるときはその職務を代行する。
3. 書記は会務に関する連絡、記録および発行物の作成を行い、構成員への情報共有を行う。
4. 会計は予算に基づき会計事務を行い、総会において決算の報告を行う。

第 8 条（会計監査の任務）

1. 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を定期総会において報告する。
2. 会計監査は運営チームの役割を兼ねることができない。

第 9 条（選出および任期）

1. 運営チームおよび会計監査は、別に定める選出チームにより選定された候補者について、総会において報告し、承認を得るものとする。
2. 選出チームは、必要に応じて構成員の中から選任する。
3. 運営チームの任期は 1 年とし、再任を妨げない。
4. 選出チームの構成員は、運営チームの役割を兼ねることができる。

第5章 総会

第10条（総会の定義と構成）

総会は本会の最高の議決機関とし、当該年度の協力者によって構成される。

第11条（種別と開催）

1. 定期総会は毎年度当初に開催し、前年度の活動報告および決算の承認、新年度の活動計画および予算の承認、役員の承認、会則の改正、その他重要事項を審議し決定する。
2. 臨時総会は運営チームが必要と認めたとき、または協力者の5分の1以上の要請があったときに開催する。

第12条（通知）

総会の開催は、開催日の1週間前までに構成員に通知するものとする。

第13条（成立および議決）

1. 総会は協力者の過半数による議決権行使（電磁的方法を含む）をもって成立する。
2. 議決は議決権を行使した者の過半数の同意をもって決する。
3. 議決権は1家庭につき1票とする。

第14条（実施方法）

総会は原則として書面または電磁的方法により実施する。運営チームが必要と認めた場合は対面による開催を併用することができる。

第6章 運営チーム

第15条（運営チームの役割）

1. 運営チームは総会の決定に基づき、本会の運営を担う。
2. 運営チームは、次の事項を行う。
 - （1）総会で決定された事項の実施
 - （2）総会に付議する議案の作成
 - （3）協力者と連携した活動の調整および運営
 - （4）その他、本会の目的達成に必要な事項

第7章 会計

第16条（経費）

本会の経費は協力金その他の収入をもってこれに充てる。

第 17 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 会則の改廃および細則

第 18 条（改廃）

本会則の改正または廃止は、総会において議決権を行使した者の過半数の承認を必要とする。

第 19 条（運営細則）

本会の運営に必要な事項は運営細則で定める。運営細則は本会則に反しない範囲において、運営チームにおいて改定することができる。

附則

1. 本会則は 1982 年 5 月 8 日より施行
2. 1994 年 4 月 16 日、第 20 条を改定
3. 1997 年 4 月 19 日、第 11 条を施行
4. 1999 年 4 月 17 日、第 25 条の一部を改定
5. 2010 年 5 月 6 日、第 23 条、第 24 条の一部を改定
6. 2022 年 4 月 26 日、第 21 条、第 28 条を施行
7. 2022 年 4 月 26 日、第 23 条、第 24 条、第 31 条、第 32 条、第 34 条の一部を改定
8. 2023 年 4 月 25 日、第 16 条を施行
9. 2024 年 4 月 25 日、第 1 章第 1 条を一部改正し、同日施行
10. 2026 年 4 月 30 日、全面改定し、同日施行